

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成31年4月16日（平成31年（行個）諮問第73号）

答申日：令和元年10月29日（令和元年度（行個）答申第82号）

事件名：本人に係る災害認定補償記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月10日付け法務省厚災第151号をもって法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求の理由

実施機関が不開示とした理由には、以下のとおり、いずれも理由がなく、不開示部分は不開示情報に該当しない。

また、仮に不開示部分が不開示情報に該当するとしても、法16条に基づき開示されるべきである。

（2）不開示理由が存在しないこと

ア 開示請求の経緯及び開示の必要性

（ア）開示請求までの経緯

審査請求人は、特定年月Aより、特定刑事施設特定部署看守として勤務していたところ、特定年月日Aに上司である特定職員Aから暴行（以下「本件暴行」という。）を受け、特定年月日B特定時刻Aから特定時刻Bの間に特定職員B及び特定職員Cに自宅の家宅搜索（以下「本件家宅搜索」という。）を受け、その後引き続いて特定刑事施設待機室において特定時刻C頃から特定年月日C特定時刻Dまで取調べ（以下「本件取調べ」という。）を受けた。

本件取調べの最中に、審査請求人は意識を失い、救急搬送され、その後医師によって特定疾病の診断がなされた。

その後、特定疾病の治療中の特定年月日D、審査請求人は分限免

職処分（以下「本件分限免職処分」という。）を受けた。公務災害の治療中に行われた本件分限免職処分は、労働基準法19条に反し違法であるばかりか、公務災害によって被った特定疾病の影響を考慮しなかった点には裁量権の逸脱濫用があるため、取り消されるべきである。

そこで、審査請求人は、特定年月日Eに、本件分限免職処分の取消訴訟と、上記本件暴行、本件家宅搜索及び本件取調べについて国家賠償請求訴訟を提起した。第1審判決では取消は認められなかったが、本件暴行及び本件家宅搜索の違法性は認められ、国家賠償請求訴訟では一部勝訴した。現在は特定高等裁判所で控訴審が係属中である。

なお、控訴審において、審査請求人が本件暴行ないし本件取調べを原因として特定疾病に罹患しており現在も治療中であるという鑑定が特定疾病の専門医によってなされている。

他方、審査請求人は、特定年月日Fに公務災害の被災申立を行ったところ、特定年月日Gになって公務外災害の通知がなされた。同通知を受けて、審査請求人は、人事院の公平審査請求を申し立てる予定である。

そして、公務外災害認定の根拠資料を確認し、その判断が妥当なものであったかを検討するとともに、審査請求人の上司による本件暴行、本件家宅搜索及び本件取調べの態様についても精査し、上記控訴審や公平審査請求の審理に証拠として提出することが、審査請求人が本件開示請求を行った趣旨である。

ところが、本件開示通知では、一部しか開示がなかったため、本件審査請求を申し立てた次第である。

（イ）開示の必要性

このように、審査請求人が本件開示請求を行ったのは、①公務外認定の不服申し立て（公平審査請求）を経て公務災害補償の給付を受けるとともに、②公務災害中に行われた本件分限免職処分を取り消して公務員の身分を回復し、③本件暴行、本件家宅搜索及び本件取調べによって発症した特定疾病等の損害の賠償を実現するための根拠資料を取得するためである。

そして、本件開示請求の対象文書は、上記の審査請求人の重大な権利利益保護のための立証に不可欠な根拠資料である。

イ 対象文書の分類

不開示となった対象文書とその箇所は多数にのぼるが、①関係した公務員の官職、氏名及び印影、②本件暴行、本件家宅搜索及び本件取調べの当事者や第三者がこれらの事実関係を供述した供述録取書又

は報告書，③組織図や勤務時間表等に分類できるので，以下まとめて論ずる。

ウ 公務員の官職，氏名及び印影の不開示に理由がないこと（上記イ①）

（ア）官職及び氏名が不開示とされた対象文書

公務員の官職，氏名及び印影が不開示にされた文書は，文書 6，7，12，14ないし22，27，30，32，33，36，40，41，43，51，52，59及び69である。

（イ）実施機関が不開示とした理由

実施期間は，上記（ア）のうち，開示請求者（審査請求人）以外の氏名，官職及び印影等については，法14条2号の「開示請求者以外の特定の個人を識別する情報」であるとして，当該情報を不開示とした。

加えて，文書14ないし文書22中，被聴取者の氏名，官職及び印影等については，開示により法14条6号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び法14条7号の「国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められるとして，当該情報を不開示とした（法14条6号，7号柱書き）。

（ウ）法14条2号の不開示情報にあたらぬこと

a 結論

しかし，当該情報のうち氏名及び官職は，法14条2号イ，ハ，ロのいずれにも該当するから，法14条2号の不開示情報にあたらぬ。

b 公務員の氏名であり法14条2号イに該当する

当該情報の氏名について，公務員の氏名は情報公開法において開示されるべき情報であるから（「情報公開に関する公務員の氏名・不服申立て事案の事務処理に関する取扱い方針（各府省申合せ等）」の中の「各行政機関における公務員氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）（以下「申合せ」という。），法14条2号イの「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するため，不開示情報にあたらぬ。

この点，情報公開の事案であるが，仙台地判平成8年7月29日も，「公務員についていえば，その職務執行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職氏名は，当該公務を遂行した者を特定し，場合によっては責任の所在を明示するために表示されるにすぎないものであって，それ以上に右公務員の個人としての

行動ないし生活に関わる意味合いを含むものではない。したがって、その限りにおいてはプライバシーが問題になる余地はない」と判示している。

c 公務員の官職は法14条2号ハに該当する

当該情報の官職の部分についても、当該個人が公務員であり、受忍義務に服する行政調査は職務の遂行であるから、法14条2号ハの「公務員」「の職務の遂行に係る情報」「のうち、当該公務員の職」に該当し、不開示情報にあたらぬ。

d 公務員の氏名及び官職は法14条2号ロに該当する

また、氏名及び官職のいずれについても、当該情報は、上記ア(イ)のとおり、審査請求人の公務員の身分を回復し、特定疾病を発症した被害回復のため必要である。

開示請求者に対する公務災害認定または分限免職処分を行うにあたり関与した公務員の氏名及び官職が明らかにされなければ、当該認定及び処分が適切になされているか否か、当該認定及び処分が相当であるか否かを確認することができず、また、事後的な裁判所による評価をすることに著しい支障がある。このため、当該事項が開示される必要性は極めて高い。

したがって、当該氏名及び官職は、法14条2号ロの「人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当し、不開示情報にあたらぬ。

(エ) 法14条6号の不開示情報にあたらぬこと

また、文書14ないし文書22の氏名及び官職は、法14条6号の不開示情報にあたらぬ。

文書14ないし文書22は、特定期間の特定刑事施設職員に対する事情聴取書である。その時期から推察するに、本件暴行(本件取調べ後の特定年月日Cに審査請求人の訴えによって発覚した。)、本件家宅搜索及び本件取調べの当事者又は目撃者であった特定刑事施設職員の供述が録取されていると思われる。

本件暴行、本件家宅搜索及び本件取調べに関連した職員に対する事情聴取書自体、「国の機関」の「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」ではないし、当該事情聴取書に記載された氏名及び官職はなおさらである。

そして、氏名や官職が公開されることで、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があることは想定しえない。

まして、上記「不当に」とは、開示による個人の利益に比して開示による意思決定の支障が大きいことを意味するところ(宇賀克也

『個人情報保護法の逐条解説第6版』500頁), 上記ア(イ)のとおり, 当該情報は審査請求人の重大な権利利益を回復するために不可欠であり, 供述の信用性を検討するうえで供述者の官職氏名を把握することは重要であるから, 開示による審査請求人の利益は, 上記支障に比して極めて大きい。

したがって, 氏名及び官職は法14条6号の不開示情報にあたらない。

(オ) 法14条7号の不開示情報にあたらないこと

同様に, 氏名及び官職は, 法14条7号の不開示情報にもあたらない。

行政調査の対象となった者の氏名や官職の公開によって, 「国の機関」「が行う事務又は事業」, すなわち, 行政調査の, 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは想定できない。

まして, 事業の「適正な」遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは, 開示による個人の利益に比して開示による意思決定の支障が大きいことを意味するところ(前掲書501頁), 上記のとおり, 開示による審査請求人の利益は, 上記支障に比して極めて大きい。

したがって, 氏名及び官職は法14条7号の不開示情報にあたらない。

エ 供述書及び報告書の内容が不開示情報ではないこと

(ア) 供述及び報告の内容が不開示とされた対象文書

文書1, 3, 7, 8ないし10, 14ないし22, 30, 45, 46, 48, 52及び54ないし57は, 本件暴行, 本件家宅搜索及び本件取調べの事実関係, 報告書の作成経緯についての当事者や関係者の供述書や報告書である。

文書28は, 審査請求人の勤務状況の報告書である。

文書63は, 本件公務外認定の協議資料である。

(イ) 実施機関が不開示とした理由

原処分は, 関係者が事情聴取書又は報告書において申述した内容を第三者が引用している部分, 報告及び申立内容の部分並びに文書63の協議部分については, 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び「国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとして, 法14条6号及び7号柱書きに該当すると述べる。

(ウ) 法14条6号の不開示情報に該当しないことについて

法14条6号の趣旨は, 事案処理手続が終了していない文書を開示することで, 外部からの干渉・圧力等により率直な意見交換が阻止されたり, 意思決定の中立性が損なわれたりすることを防

止することである(宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説第6版』500頁)。

本件開示請求は既に公務外認定との判断がなされた後のものであり、対象文書に含まれる情報も政策情報ではなく事実情報であるので、これが開示されることで今更上記のおそれは想定できない(前掲書500頁ないし501頁)。

仮に行政処分の取消訴訟が提起され、処分の根拠となった事情について認定するために証人尋問が行われる場合には、各個人には報告した事項について証言義務を負うものであるし、実際に審査請求人が原告となって提起している処分取消請求において審査請求人の上司及び同僚(これらは本件において不開示とされた人物を含むと思われる。)が審査請求人及び国によって特定されたうえ証人尋問が実施されている。したがって、これらの情報を開示することによって、率直な意見の交換、意思決定の中立性または事務の適正な遂行が害されるおそれはない。

また、公務災害認定のうち特定疾病が問題となっているケースは稀であると考えられるから、本件公務外認定についての協議の過程が、他の処分についての意思決定についても汎用的に適用されるという関係にない。したがって、当該不開示部分をおそれて率直な意見交換を控えたり、意思決定の中立性が損なわれたりする影響は極めて低い。

しかも、「不当」性の要件を満たすには、開示の利益を上回るほど開示による支障が重大である必要があるが、上記ア(イ)のとおり、本件開示は審査請求人の権利利益保護にとって重要である。

また、開示請求者に対して行政判断及び行政処分がなされるにあたり、事実関係について、他の職員からどのような申立がされていることを前提とされていたのかについては、その行政判断及び行政処分の合理性・相当性・適法性、問題となった行為の国家賠償法上の違法性を検証するにあたり必要となるものである。

協議内容も、公務外災害であるとの認定の判断過程そのものであり、公務外災害の認定が裁量権の逸脱・濫用であったかを検討するうえで不可欠の情報であるから、開示の利益は極めて大きい。他方、上記のとおり開示の支障は小さい。

したがって、対象文書は法14条6号の不開示文書にあたらぬ。

(エ) 法14条7号の不開示情報に該当しないことについて

上記のとおり、本件開示請求は、公務外認定との判断がなされ

た後のものであるので、開示の利益が重大であることにも鑑みると、これが開示されることで事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、不開示情報にあたらぬ。

また、不開示とされた情報は訴訟において尋問が行われれば報告者等から供述されることが想定される性質のものであり、法14条7号の事務又は事業の「適正」な遂行に支障を及ぼすおそれがあるともいえない。

むしろ、行政判断及び行政処分を行った行政庁としてどのような言動を把握していたのかという点を開示することは、行政判断及び行政処分の適正を検証によって担保することに結びつくのであって、上記開示が「事務の適正な遂行」を害するおそれもない。

(オ) 裁量的開示が認められるべきであること

仮に、不開示情報にあたるとしても、上記のとおり、公務外災害認定の裁量審査にあたり、その判断過程を明らかにする必要性は高いから法16条の裁量的開示が認められるべきである。

オ 組織図、勤務時間等が不開示情報でないこと

(ア) 対象文書

文書32は、特定刑事施設処遇部署組織図である。

文書49及び文書50は、特定刑事施設看守の勤務時間についての資料である。文書58は被災職員の通常の業務の具体的な内容についての報告書である。

(イ) 対象文書の性質及び実施機関が不開示とした理由

実施機関は、前記文書32のほか、49、50及び58のうち、職員の具体的な職務内容及び勤務時間については、これを開示することにより、刑事施設における具体的な職員の配置状況が判明し、逃走、身柄の奪取又は外部から攻撃等を企図する者にとっては、刑事施設への侵入等が容易になり、「刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」及び「国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとして、不開示情報にあたるとしている（法14条5号及び7号）。

(ウ) 不開示情報にあたらぬこと

しかし、文書32の組織図は職務内容そのものではなく、これによって刑事施設への侵入等が容易になるとも思えないから、不開示情報にはあたらぬ。

また、文書49、50及び58についても、特定年月B当時の勤務時間や職務内容によって、現在の職員の配置状況が判明するとは考えられず、刑事施設への侵入等が容易になるとも思えないから、不開示情報にはあたらぬ。

(エ) 裁量的開示が認められるべきであること

そして、公務災害の認定及び公平審査請求の判断にとって、審査請求人の具体的な職務内容及び勤務時間は必要不可欠の情報であることから、上記資料の開示は、審査請求人が公務災害補償の給付を受けられるかという権利利益を保護するために特に必要があることは明らかであり、裁量的開示がなされるべきである（法16条）。

カ 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした理由には、いずれも理由がなく、不開示部分は不開示情報に該当しない。

また、仮に不開示部分が不開示情報に該当するとしても、法16条に基づき開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

本件開示請求に係る保有個人情報について調査した結果、行政文書ファイルである「災害認定補償記録」に編てつされている行政文書一式を本件開示請求の対象となる保有個人情報（本件対象保有個人情報）として特定し、法14条2号、5号、6号及び7号柱書きに該当する情報が存在したことから、法18条1項の規定に基づき原処分を行った。

2 原処分の妥当性について

(1) 法14条2号該当性について

本件対象保有個人情報のうち、関係者の情報、聴取事項等については、開示請求者（審査請求人）以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、また、法14条2号イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示情報に該当する。

(2) 法14条5号及び7号該当性について

特定施設、特定部署、及び待機室の図面、刑事施設の場所の名称、具体的な勤務配置及び特定記録等については、開示することにより、職員の具体的な勤務方法や勤務時間、巡回の間隔、職員の配置等が判明し、刑事施設への侵入、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部から攻撃等の異常事態を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易となり、その結果、刑事施設への侵入等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法14条5号の不開示情報

に該当するほか、これら異常事態の発生を防止するため、刑事施設の構造、職員の勤務要領又は勤務体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、矯正施設における事務の遂行に支障を生ずるおそれがあると認められることから、法14条7号の不開示情報にも該当する。

(3) 法14条6号該当性について

本件は、公務災害の認定に当たり、人事院事務総局職員福祉局長に協議が必要な案件であることから、当該情報が国の機関の相互間における協議に関する内容に該当する。本件保有個人情報のうち、関係者からの聴取内容、報告内容については、これを開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、不開示情報に該当する。

(4) 法14条7号該当性について

本件対象保有個人情報のうち、関係者の官職及び氏名、聴取内容を開示することにより、率直な所感を述べることをちゅうちょするなど、客観的な申述等を得ることが困難になり、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示情報に該当する。

(5) 法16条該当性について

原処分において不開示とした情報を開示することが、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとは認められない。

3 結論

以上のとおり、原処分において不開示とした部分のうち、本件において、審査請求人が開示を求めている部分は、法14条2号、5号、6号及び7号柱書きに該当することから、原処分は妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年4月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和元年5月24日 審議
- ④ 同年9月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年10月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定した上で、その一部（不開示部分等は、別表1のとおり）が法14条2号、5号、6号及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、対象文書の全部を開示

するよう求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は、①職員の氏名及び印影等その他審査請求人以外の者に係る情報、②勤務時間、勤務内容及び施設設備に係る情報、③聴取内容等に係る情報の部分であるところ、本件不開示部分の不開示情報該当性について、審査請求人は上記第2の2のとおり主張し、諮問庁は、上記第3の2のとおり説明するので、以下、上記①ないし③の不開示情報該当性について検討する。

(1) 職員の氏名及び印影等その他審査請求人以外の者に係る情報（法14条2号該当）について

ア 特定刑事施設に勤務する職員の氏名及び印影等について

(ア) 当審査会で本件対象保有個人情報を見分したところ、文書11、文書13、文書27、文書43、文書59及び文書60の職員の氏名、印影及び官職の記載部分、文書12の職員の氏名、印影及び顔写真の記載部分、文書30の職員の氏名、印影、官職及び病休欠員状況の記載部分、文書33の職員の氏名、印影、官職及び担当職務の記載部分、文書36、文書40及び文書41の職員の印影部分、並びに文書51の職員の氏名、印影、官職及び年齢の記載部分が不開示とされている。

(イ) 当該不開示部分に記載された情報は、特定刑事施設に勤務する職員の氏名及び印影等であるところ、当該氏名及び印影等は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できるものに該当し、法14条2号本文前段に該当すると認められる。

(ウ) 開示すべき部分

- a 文書11の特定施設の図面に記載された審査請求人及び職員2名の氏名、並びに文書13、文書59及び文書60の立会者の官職及び氏名については、審査請求人に係る情報又は審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである（別表2の各文書番号に対応する部分）。
- b 文書11、文書27、文書30、文書33、文書43及び文書51に記載された職員の官職については、当該公務員の職務の遂行に係る情報であり、当該公務員の職に係る部分であることから、法14条2号ただし書ハに該当し、開示すべきである（別表2の各文書番号に対応する部分）。

(エ) その余の部分

- a 当該不開示部分が記録された各文書につき、特定刑事施設に勤務するいずれの職員が当該各文書を作成したかについては、審査請求人の知り得る情報ではないと認められる。

しかし、当該部分は、公務員の職務遂行に係る情報であることから、申合せにより氏名を開示すべき場合に該当しないか、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

刑事施設においては、被収容者やその関係者から、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高く、当該不開示部分の職員の氏名等は、申合せにおいて、公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

- b そこで、法14条2号ただし書について検討すると、刑事施設の職員は、その職務の性格上、氏名等が被収容者等に知られた場合、当該被収容者等から不当な圧力等が加えられるおそれが高まるとする諮問庁の説明に、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情もない。

また、当審査会において特定年A版ないし特定年B版の独立行政法人国立印刷局発刊の職員録を確認したところ、当該職員の氏名はこれに掲載されていないことも併せ考えると、当該職員の氏名については、申合せが公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

したがって、当該不開示部分については、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

- c 次に、法14条2号ただし書ロについて検討すると、審査請求人は、審査請求人の公務員の身分を回復し、特定疾病を発症した被害回復のため必要である旨主張するが、本件において、審査請求人の生活や財産といった私的な利益を保護することの必要性が、第三者の個人に関する情報を不開示にすることにより保護される第三者の権利利益より上回るとは認められず、したがって、第三者の氏名及び印影等は同号ただし書ロに該当するとは認められな

い。

d また、これらは個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

(オ) 以上のことから、当該不開示部分は、上記(ウ)において法14条2号ただし書イ及びハに該当するとした別表2に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

イ その他について

(ア) 情報提供者

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書6、文書7及び文書52において、情報提供者の記載部分が不開示とされており、当該情報は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該情報は、特定の公務員の職務の遂行に係る情報であることから、同号ただし書ハに該当すると認められる。

したがって、当該部分(別表2に掲げる部分)は、法14条2号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(イ) 文書11の作成日の記載部分及び作成者が記載されていることを示す表題部分については、他の部分の記載と一体として法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハには該当しないが、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれはないことから、法15条2項により部分開示すべきである(別表2の文書番号に対応する部分)。

(2) 職員の氏名、官職及び印影等(法14条2号、6号及び7号柱書き該当)について

ア 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書14ないし文書22の被聴取者の氏名、印影及び官職等の記載部分、並びに文書8ないし文書10、文書28、文書45及び文書46の職員の氏名、官職及び印影の記載部分が不開示とされている。

イ 当該不開示部分には、本件公務災害の認定に当たり、関係者である特定刑事施設の職員から聴取した上で事情聴取書を作成した職員及び被聴取職員の氏名及び印影等、関係職員である特定刑事施設の職員が申立書において申し立てた職員の氏名及び印影等が記録されていることが認められている。

当該情報が開示された場合、当該職員が特定され、又は他の情報と照合することにより当該職員を特定することが可能となることから、当該職員が中傷や非難を受けるおそれがあり、その結果、諮問庁が説

明するとおり、当該職員が率直な所感を述べることをちゅうちょするなど、客観的な申述等を得ることが困難になり、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められ、同条2号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 聴取者の氏名、官職及び印影等（法14条2号及び7号柱書き該当）
について

ア 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書14ないし文書22の聴取者の氏名、印影及び官職等の記載部分が不開示とされている。

イ 当該不開示部分には、本件公務災害の認定に当たり、関係者である特定刑事施設の職員から聴取した上で事情聴取書を作成した職員の氏名、印影及び官職等が記載されていることが認められる。

当該情報が開示された場合、当該職員が特定され、又は他の情報と照合することにより当該職員を特定することが可能となることから、当該職員が中傷や非難を受けるおそれがあり、その結果、諮問庁が説明するとおり、当該職員が率直な所感を述べることをちゅうちょするなど、客観的な申述等を得ることが困難になり、災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められ、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 勤務時間、勤務内容及び施設設備（法14条5号及び7号柱書き該当）
について

ア 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書14の特定記録表、文書32の組織図及び文書49の勤務時間の記載部分の一部、文書50の勤務割振り表の内容部分、文書58の回答内容の記載部分の一部、文書11の特定施設の地図（一部）及び図面、文書13の特定部署の図面及び施設内名称の記載部分、文書14、文書15、文書17、文書19、文書21及び文書22の特定部署の図面並びに文書34の施設内名称及び勤務配置の記載部分が不開示とされている。

イ 当該部分には、刑事施設の職員の具体的な勤務方法や勤務時間、巡回の間隔、職員の配置、施設の構造等に関する情報が記載されているため、当該部分が、審査請求人の知り得る情報であるとしても、上記のような刑事施設に関する情報である当該部分が記載された文書が開示され、何らかの方法によって第三者等が知るところとなると、上記

第3の2(2)の刑事施設への侵入，自殺，逃走，身柄の奪取又は外部から攻撃等の異常事態を企図する者にとっては，事前に入念な計画を立てることが容易となり，その結果，刑事施設への侵入等の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとの諮問庁の説明に不自然，不合理な点は認められず，首肯でき，法14条5号の不開示情報に該当し，同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(5) 聴取内容等(法14条6号及び7号柱書き該当)について

ア 当審査会において，本件対象保有個人情報を見分したところ，文書1，文書3，文書7ないし文書10，文書14ないし文書22及び文書52の聴取内容の記載部分の一部又は全て，文書28の担当職務及び報告内容の記載部分の一部，文書48の回答内容の一部，文書63の伺い文欄の記載部分の一部，文書30，文書54ないし文書57の報告内容の記載部分の一部，並びに文書45及び文書46の申立内容の記載部分の一部が不開示とされている。

イ 当該不開示部分には，本件公務災害の認定に当たり，関係者である特定刑事施設の職員が事情聴取書及び報告書において申述した内容，調査依頼に基づく回答，報告内容，及び申立内容等が記録されていることが認められる。

当該情報が開示された場合，既に開示されている職員の氏名等の情報から，当該職員が特定され，又は他の情報と照合することにより当該職員を特定することが可能となることから，当該職員が中傷や非難を受けるおそれがあり，その結果，諮問庁が説明するとおり，当該職員が率直な所感を述べることをちゅうちょするなど，客観的な申述等を得ることが困難になり，災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって，当該不開示部分は，法14条7号柱書きに該当すると認められ，同条6号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は，法16条の裁量的開示を主張するが，上記2において不開示情報に該当すると判断した部分については，これを開示しないことにより保護される利益を上回る，個人の権利利益を保護するための特段の必要があるとは認められないことから，同条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、5号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条2号、5号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条2号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙

1 開示を請求する保有個人情報記録された文書

法務省厚災特定番号 特定年月日G付公務外認定通知書の根拠とされた資料のうち、開示請求者（審査請求人）の個人情報を含む資料すべて。

※法務省本省に限らず、特定行政管区及び特定刑事施設が保有するものも含む。

2 本件対象保有個人情報記録された文書

文書1 特定疾病に該当する災害の報告

文書2 被災申立書

文書3 公務災害に被災したとする職員の申立内容に関する実情について（報告）（特定年月日H付け）

文書4 診断書（特定年月日I付け及び特定年月日J付け）

文書5 提出資料目録

文書6 災害報告書

文書7 報告書（特定年月日K付け）

文書8 職員に対する事情聴取等の状況について（報告）（特定年月日L付け）

文書9 職員に対する事情聴取等を実施した際の状況について（報告）（特定年月日L付け）

文書10 職員に対する事情聴取等の状況について（追加報告）（特定年月日K付け）

文書11 特定施設の図面及び地図

文書12 調査状況再現写真

文書13 事情聴取書（特定年月日M付け特定時刻E及び同日付け特定時刻F）

文書14 事情聴取書（特定年月日N付け）（10枚）

文書15 事情聴取書（特定年月日O付け）

文書16 事情聴取書（特定年月日P付け）

文書17 事情聴取書（特定年月日N付け）（6枚）

文書18 事情聴取書（特定年月日Q付け）（3枚）

文書19 事情聴取書（特定年月日N付け）（5枚）

文書20 事情聴取書（特定年月日Q付け）（2枚）

文書21 事情聴取書（特定年月日N付け）（7枚）

文書22 事情聴取書（特定年月日Q付け）（7枚）

文書23 健康診断票

文書24 診療報酬明細書等開示決定通知（特定年月日R付け）

- 文書 2 5 診療報酬明細書（写し）の送付について（特定年月 A 分及び特定年月 B 分）
- 文書 2 6 私傷病に関する申立書
- 文書 2 7 勤務時間等証明書
- 文書 2 8 採用後から発症前までの勤務概要について（報告）（特定年月日 S 付け）
- 文書 2 9 報告書（特定年月日 T 付け）
- 文書 3 0 精神疾患等の簡易認定調査票
- 文書 3 1 人事記録
- 文書 3 2 特定刑事施設特定部署組織図
- 文書 3 3 発症前 1 週間の勤務状況（特定年月日 U 付け）
- 文書 3 4 災害発生日及び災害発生日前 1 か月間の勤務状況調査票
- 文書 3 5 初任研修指導計画表
- 文書 3 6 超過勤務命令・宿日直勤務命令簿（特定年月 A 分及び特定年月 B 分）
- 文書 3 7 夜間特殊業務手当実績整理簿
- 文書 3 8 出勤簿（特定年 A 分及び特定年 B 分）
- 文書 3 9 職員が申立てた超過勤務時間（特定年月 A 分及び特定年月 B 分）
- 文書 4 0 休暇簿（年次・特別・病気休暇簿）（特定年 A 分及び特定年 B 分）
- 文書 4 1 通勤手当認定簿
- 文書 4 2 診療録
- 文書 4 3 電話書留簿（特定年月日 V 付け）
- 文書 4 4 報告書（特定年月日 W 付け）
- 文書 4 5 申立書（特定年月日 X 付け）
- 文書 4 6 申立書（特定年月日 Y 付け）
- 文書 4 7 診療情報提供取扱回答書（特定病院の診療録添付）
- 文書 4 8 元特定刑事施設特定個人事案追加調査依頼の回答について（特定年月日 Z 付け）
- 文書 4 9 保安業務に従事する副看守長，看守部長及び看守の勤務時間について
- 文書 5 0 交替制勤務者の勤務割振り表
- 文書 5 1 新任職員の初任（自庁）研修について
- 文書 5 2 職員が拷問を受けたと申し出ている件について（報告）（特定年月日 O 付け）
- 文書 5 3 職員が拷問を受けたと申し出ている件について（2）（追報告）（特定年月日 a 付け）
- 文書 5 4 職員に対する事情聴取等の状況について（報告）（特定年月日

- C付け)
- 文書55 職員に対する事情聴取等の状況について(報告)(特定年月日Q付け)(特定職員B作成)
- 文書56 職員に対する事情聴取等の状況について(報告)(特定年月日C付け)
- 文書57 職員に対する事情聴取等の状況について(報告)(特定年月日Q付け)(特定職員C作成)
- 文書58 元特定刑事施設特定個人事案追加調査依頼の追加回答について(特定年月日b付け)
- 文書59 事情聴取書(特定年月日M付け特定時刻G)
- 文書60 事情聴取書(特定年月日M付け特定時刻H)
- 文書61 報告書(特定年月日c付け)(12枚)
- 文書62 報告書(特定年月日c付け)(2枚)
- 文書63 公務上の災害の認定について(人事院協議)決裁かがみ
- 文書64 公務上の災害でないことの認定について 決裁かがみ
- 文書65 公務上の災害でないことの認定について
- 文書66 特定疾病の認定について(回答)(特定年月日d付け)
- 文書67 公務上の災害でないことの認定について(通知)(特定年月日G付け)
- 文書68 公務外認定通知書(特定年月日G付け)

別表1 (別紙の2に掲げる文書の不開示部分ごとの不開示理由)

文書番号	不開示部分	不開示箇所	法14条の適用号
1	聴取内容	項目番号6(1)イの4行目33文字目から6行目まで, 同(3)イの6行目10文字目から8行目まで, 同(4)イの6行目から8行目まで, 同(4)イの11行目から13行目まで, 項目番号7の4行目から8行目まで	6号, 7号柱書き
2			
3	同上	項目番号4(1)イの5行目から6行目まで, 同4(3)イの6行目10文字目から8行目まで, 同4(4)イの11行目から14行目まで, 項目番号5の4行目から9行目まで	同上
4			
5			
6	情報提供者	項目番号1の2行目17文字目から36文字目まで	2号
7	同上	項目番号1(1)の1行目23文字目から2行目2文字目まで	同上
	聴取内容	項目番号3の1行目6文字目から最終行まで, 項目番号4の2行目から最終行まで, 項目番号5の2行目から最終行まで, 項目番号6の(1)イの6行目25文字目から7行目18文字目まで	6号, 7号柱書き
8	氏名(官職含む), 印影	3行目全て, 本文3行目5文字目から最終行まで	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	記以下全て(項目番号を除く。)	6号, 7号柱書き
9	氏名(官職含む), 印影	3行目全て, 本文3行目7文字目から5行目9文字目まで	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	記以下全て(項目番号を除く。)	6号, 7

			号柱書き
1 0	氏名（官職含む）， 印影	3行目全て，本文1行目1文字目から36文字目まで，同3行目34文字目から5行目24文字目まで	2号，6号，7号柱書き
	聴取内容	記以下全て（項目番号を除く。）	6号，7号柱書き
1 1	氏名（官職含む）， 印影等	職員の氏名部分の全て	2号
	地図及び図面	特定施設全て	5号，7号柱書き
1 2	氏名，顔写真，印影	撮影者及び作成者記載部分の一部，再現写真の一部	2号
1 3	立会者（官職，氏名），印影	（1回目及び2回目）の立会者記載部分の一部	同上
	施設内名称，図面	（1回目）の事情聴取内容の2の1行目20文字目から2行目2文字目まで，同2行目15文字目から17文字目まで，図面部分全て，（2回目）の聴取内容の3の1行目28文字目から最終行まで，同4の2行目9文字目から26文字目まで，同4行目13文字目から16文字目まで，同8行目16文字目から19文字目まで，同10行目7文字目から15文字目まで，同13行目5文字目から17文字目まで，同13行目30文字目から33文字目まで，同15行目1文字目から4文字目まで，同16行目5文字目から8文字目まで，同5の2行目9文字目から14文字目まで，同8行目19文字目から20文字目まで，同12行目5文字目から8文字目まで，同12行目10文字目から13文字目まで，同6の2行目8文字目から11文字目まで，同8行目1文字目から4文字目まで，同14行目19文	5号，7号柱書き

		字目から2文字目まで(「問」「答」を文字数に含めない。)	
1 4	聴取者の氏名, 官職及び印影等	聴取者の記載部分の一部等	2号, 7号柱書き
	被聴取者の氏名, 官職及び印影等	被聴取者及び生年月日の記載部分の一部等	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	全て	6号, 7号柱書き
	図面, 特定記録表	全て	5号, 7号柱書き
1 5	聴取者の氏名, 官職及び印影等	聴取者の記載部分の一部等	2号, 7号柱書き
	被聴取者の氏名, 官職及び印影等	被聴取者及び生年月日の記載部分の一部等	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	全て	6号, 7号柱書き
	図面	全て	5号, 7号柱書き
1 6	聴取者の氏名, 官職及び印影等	聴取者の記載部分の一部等	2号, 7号柱書き
	被聴取者の氏名, 官職及び印影等	被聴取者及び生年月日の記載部分の一部等	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	全て	6号, 7号柱書き
1 7	聴取者の氏名, 官職及び印影等	聴取者の記載部分の一部等	2号, 7号柱書き
	被聴取者の氏名, 官職及び印影等	被聴取者及び生年月日の記載部分の一部等	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	全て	6号, 7号柱書き
	図面	全て	5号, 7号柱書き
1 8	聴取者の氏名, 官職	聴取者の記載部分の一部等	2号, 7

	及び印影等		号柱書き
	被聴取者の氏名, 官職及び印影等	被聴取者及び生年月日の記載部分の一部等	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	全て	6号, 7号柱書き
19	聴取者の氏名, 官職及び印影等	聴取者の記載部分の一部等	2号, 7号柱書き
	被聴取者の氏名, 官職及び印影等	被聴取者及び生年月日の記載部分の一部等	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	全て	6号, 7号柱書き
	図面	全て	5号, 7号柱書き
20	聴取者の氏名, 官職及び印影等	聴取者の記載部分の一部等	2号, 7号柱書き
	被聴取者の氏名, 官職及び印影等	被聴取者及び生年月日の記載部分の一部等	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	全て	6号, 7号柱書き
21	聴取者の氏名, 官職及び印影等	聴取者の記載部分の一部等	2号, 7号柱書き
	被聴取者の氏名, 官職及び印影等	被聴取者及び生年月日の記載部分の一部等	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	全て	6号, 7号柱書き
	図面	全て	5号, 7号柱書き
22	聴取者の氏名, 官職及び印影等	聴取者の記載部分の一部等	2号, 7号柱書き
	被聴取者の氏名, 官職及び印影等	被聴取者及び生年月日の記載部分の一部等	2号, 6号, 7号柱書き
	聴取内容	全て	6号, 7号柱書き

			号柱書き
	図面	全て	5号, 7号柱書き
23			
24			
25			
26			
27	氏名(官職含む), 印影	18行目から19行目まで	2号
28	同上	3行目全て	2号, 6号, 7号柱書き
	担当職務, 報告内容	記以下全て(項目番号除く。)	6号, 7号柱書き
29			
30	氏名(官職含む), 印影, 病休欠員状況	作成者欄の一部, 項目番号2「上司, 部下等の病休, 欠員等の状況」の記 載部分全て	2号
	報告内容	3「職場における言動」の本文3行 目から9行目まで, 6「本人の性格 職場からみて」の記載部分全て	6号, 7号柱書き
31			
32	氏名, 採用年月日, 及び職務内容等	組織図の一部	2号, 5号, 7号柱書き
33	氏名(官職含む), 担当職務等	3行目全て, 項目番号1の記載部分 全て	2号
34	施設内名称, 勤務配 置	4月5日, 6日, 9日, 10日, 1 5日, 17日, 18日, 21日, 2 2日, 24日, 25日, 26日, 2 8日, 29日, 30日, 5月2日, 3日, 4日, 7日, 8日, 11日, 12日, 14日, 15日, 16日, 19日, 20日, 及び22日欄内の 一部	5号, 7号柱書き
35			
36	印影	勤務時間管理員欄	2号

37			
38			
39			
40	同上	勤務時間管理員処理欄及び備考欄の一部	同上
41	同上	支給額欄等の一部	同上
42			
43	氏名（官職含む）， 印影	決裁欄の一部及び当方欄の一部	同上
44			
45	同上	3行目全て，5行目8文字目から同行30文字目まで，6行目8文字目から同行18文字目まで，8行目33文字目から10行目2文字目まで	2号，6号，7号柱書き
	申立内容	記以下全て（項目番号除く。）	6号，7号柱書き
46	氏名（官職含む）， 印影	3行目及び4行目全て，6行目8文字目から同行32文字目まで，7行目10文字目から同行20文字目まで，9行目34文字目から11行目4文字目まで（契印部分）	2号，6号，7号柱書き
	申立内容	記以下全て（項目番号除く。）	6号，7号柱書き
47			
48	回答内容	項目番号1の2行目5文字目から10文字目まで，同3行目から8行目まで，項目番号2の4行目から9行目まで，同11行目全て，項目番号4の7行目4文字目から9行目まで，項目番号7の3行目から最終行まで，項目番号8の2行目から最終行まで	同上
49	勤務時間	項目番号1の2行目から最終行まで，項目番号2の2行目から最終行まで	5号，7号柱書き
50	同上	標題以外の全て	同上

5 1	氏名（官職含む）， 年齢，印影	決裁欄の一部及び項目番号 3 研修 員の記載部分の一部	2 号
5 2	情報提供者	項目番号 1（1）の 1 行目 2 4 文字 目から 2 行目 4 文字目まで	同上
	聴取内容	項目番号 3 の 1 行目 6 文字目（項目 番号を含まない。）から最終行まで， 項目番号 4 の 2 行目から最終行ま で，項目番号 5 の 2 行目から最終行 まで	6 号， 7 号柱書き
5 3			
5 4	報告内容	記以下全て（項目番号除く。）	同上
5 5	同上	同上	同上
5 6	同上	同上	同上
5 7	同上	同上	同上
5 8	回答内容	項目番号 1 の 3 行目から 1 2 行目 まで	5 号， 7 号柱書き
5 9	立会者（官職，氏 名），印影	立会者の記載部分の一部	2 号
6 0	同上	同上	同上
6 1			
6 2			
6 3	伺い文欄	3 行目から 8 行目まで	6 号， 7 号柱書き
6 4			
6 4			
6 5			
6 6			
6 7			
6 8			

別表2 開示すべき部分

文書 番号	開示すべき部分	開示箇所
6	情報提供者	項目番号1の記載部分の2行目17文字目から36文字目まで
7	同上	項目番号1(1)の記載部分の1行目23文字目から2行目2文字目まで
11	審査請求人及び職員2名の氏名	「審査請求人及び職員2名の氏名」の記載部分全て
	職員の官職	作成者の官職の記載部分全て
	作成日及び作成者	作成日の記載部分全て及び作成者の表題部分
13	立会者の官職及び氏名	立会者記載部分の不開示部分全て(2通の合計4箇所)
27	職員の官職	18行目
30	同上	作成者「所属・職名」欄の記載部分全て
33	同上	3行目1文字目から11文字目まで
43	同上	当方欄の記載部分の1文字目から8文字目まで
51	同上	「3 研修員」の記載部分の1行目1文字目から7文字目まで, 及び2行目1文字目から7文字目まで
52	情報提供者	項目番号1(1)の記載部分の1行目24文字目から2行目4文字目まで
59	立会者の官職及び氏名	立会者記載部分の不開示部分全て(2箇所)
60	同上	同上(同上)